

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年7月4日

厳原港長



対馬厳原港まつり花火大会の開催に伴う航泊の禁止について

厳原港中防波堤沖合において、花火大会が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、厳原港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和7年8月2日（土）午後8時30分から午後10時までの間。

ただし、花火大会が翌日に延期された場合は、8月3日（日）午後8時30分から午後10時までの間とする。

なお、午後10時までに行事が終了した場合は、終了時までとする。

2 区 域

北緯34度11分36.0秒 東経129度17分26.0秒の地点を中心とした半径210mの円内海域

3 備 考

航泊禁止期間中、花火大会主催者手配の警戒船5隻（青色閃光灯を点灯）が警戒にあたる。

